

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市農業構造改善センター条例（平成4年条例第46号） 第9条	使用料の減免	農政課 乙部農業構造改善センター 飯岡農業構造改善センター

1 審査基準は、次に該当する場合は、使用料を免除（減免）する。

(1)障害者基本法第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」）が個人で使用する
及び障害者の福祉の増進に資するものと認められたものに使用するとき（営利を目的とする
場合を除く。）。

ア) 「福祉の増進に資するもの」とは

- ①障害者が参加することを目的とした集会等のために使用する場合
- ②使用する者の半数以上が障害者（介護者を含む）である場合

イ) 「営利を目的とする場合」とは

- ①入場料を徴する場合
- ②販売を目的とする場合

（参考資料：平成9年4月1日障害福祉課交付 障害者の使用等に係る市施設使用料の減免について）

(2)別紙盛岡市農業構造改善センター使用料減免基準に基づく使用のときには、
減免率に応じた減免とする。

2 標準処理期間は、3日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。

盛岡市農業構造改善センター使用料減免基準

使用形態	使用団体	減免率	備考
1 市内の農業関係機関・団体が、地域農業の振興並びに農村地域における生活及び文化の向上を図るための活動に使用するとき	盛岡市 盛岡市農業委員会 農業協同組合 農業共済組合 特に認める団体	免除	特に認める団体 農家組合 農業生産組合 生活改善グループ
2 盛岡市、盛岡市農業委員会及び盛岡市教育委員会の共催又は後援により使用するとき	共催団体	免除	
	後援団体	50パーセント	
3 市内の社会教育関係団体が社会教育活動のために使用するとき	社会教育活動運営費補助団体	免除	盛岡市公民館使用料減免基準に準ずる
	社会教育関係団体	80パーセント	盛岡市公民館使用料減免基準に準ずる
4 コミュニティ団体が、コミュニティ活動のために使用するとき	コミュニティ団体	免除	盛岡市公民館使用料減免基準に準ずる (市内の町内会等)
5 農業構造改善センターを使用して行う公民館の講座等を修了した育成団体が使用するとき		免除	盛岡市公民館使用料減免基準に準ずる 講座終了日の翌日から1年間 * 上記の期間終了後は1の社会教育関係団体の扱いとする

※福祉関係者は、条例第9条による減免とする。